

行き止まりを解消して 二方向避難

～もしも!の時の、命の扉～

区の
助成策

災害発生時の逃げ道整備
平成27年11月スタート

普段は
閉じたままで
OK!

災害発生時
命の扉に
なります

植木鉢など
を置いて
大丈夫!

避難用扉
等を新設して
行き止まりを解消!
※緊急時の通行を
承諾いただけることが
条件となります。

助成金(上限)
30万円

詳しくは下記までご連絡ください

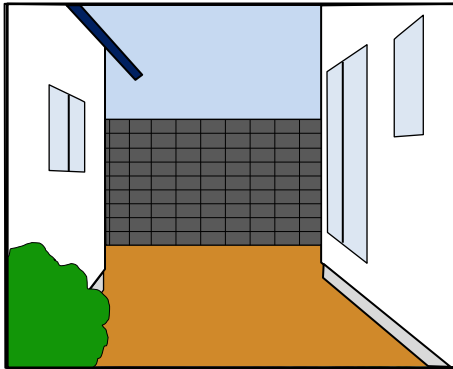
足立区 建築室 開発指導課 建築許可係 (足立区役所中央館4階)

☎ 03-3880-5944

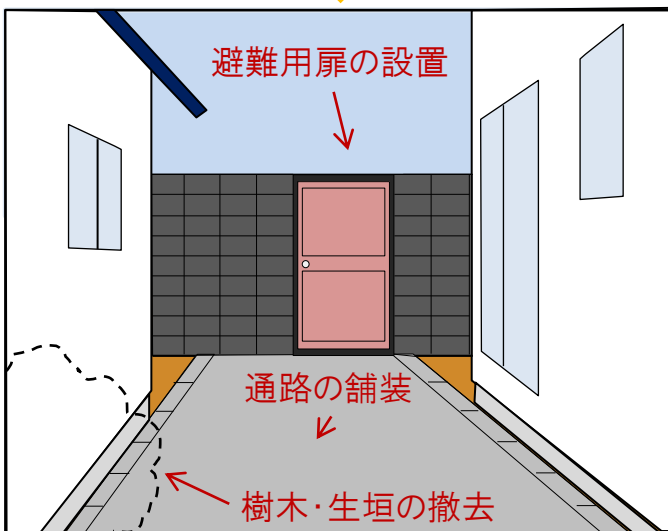
緊急避難路整備助成金制度

緊急避難路の整備とは？

行き止まりの道路や通路から別の道路等に逃げられるよう、任意の協力を得られた敷地の一部を通り抜けられるよう整備することです。



整備前イメージ



整備後イメージ

他にも・・・

擁壁・塀の撤去
梯子・階段の設置

など

助成金交付申請フロー

足立区より区民の皆様へ制度のご説明をさせていただきます。

※1

区民の皆様より
工事実施へのご協力が
得られる場合

民間の工事施工業者へ
緊急避難路整備
計画・施工・手続きの委託

※2

緊急避難路整備
助成金申請

助成金交付
内定通知

緊急避難路整備

整備完了報告・
助成金交付請求

助成金の交付

助成金の受領

※2

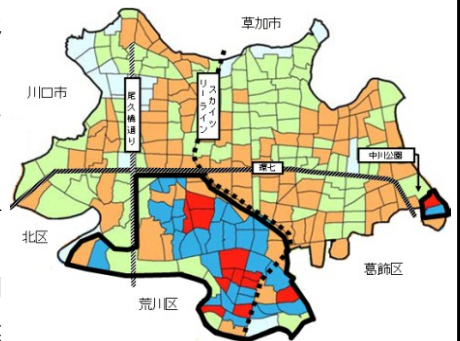
区民の皆様へ
お願いしたい手続き

工事施工業者

足立区

※1 制度の対象となる地域、条件等ございますので詳細はお問い合わせください。

※2 区民の皆様にご負担をおかけしないよう助成金の代理受領制度（足立区の登録業者へ工事委託を行った場合）もございます。



制度対象地域(黒太線内)

整備条件

上図の整備内容を下記の条件に沿って行っていただきます。

1. 避難路の幅員が原則90cm以上であること
2. 避難扉等を除き障害物がないこと
3. 緊急避難路となる部分の土地所有者、土地の使用者及び袋路通路等沿道に居住する住民による維持管理等の協定を結んでいること

※上記以外にも条件が付加される場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。